

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）を踏まえ、事業の継続を強かに支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策等に万全を期す。

追加額 10兆1,877億円（うち財政融資 9兆9,877億円、産業投資 1,000億円、政府保証 1,000億円）

## 1. (株)日本政策金融公庫 9兆3,700億円

(1) 中小・小規模事業者向け融資：3兆1,000億円

－ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度等の拡充。

(2) 中堅・大企業向けを含む危機対応融資：6兆円

－ 指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資（ツーステップ・ローン）による資金繰り等の支援。

(3) 農林漁業者向け融資：2,700億円

－ 農林漁業セーフティネット資金の拡充。

## 2. 沖縄振興開発金融公庫 2,436億円

▶ 新型コロナウイルス感染症特別貸付等の拡充による、中小・小規模事業者等の資金繰りの支援。

## 3. (独)福祉医療機構 1,250億円

▶ 新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者に対する運転資金融資の拡充。

## 4. (株)日本政策投資銀行 2,000億円

▶ 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」（仮称）を創設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の新事業開拓等を後押し。

▶ 外貨建ての資金繰り支援を必要とする国内企業の海外子会社等への外貨貸付等。

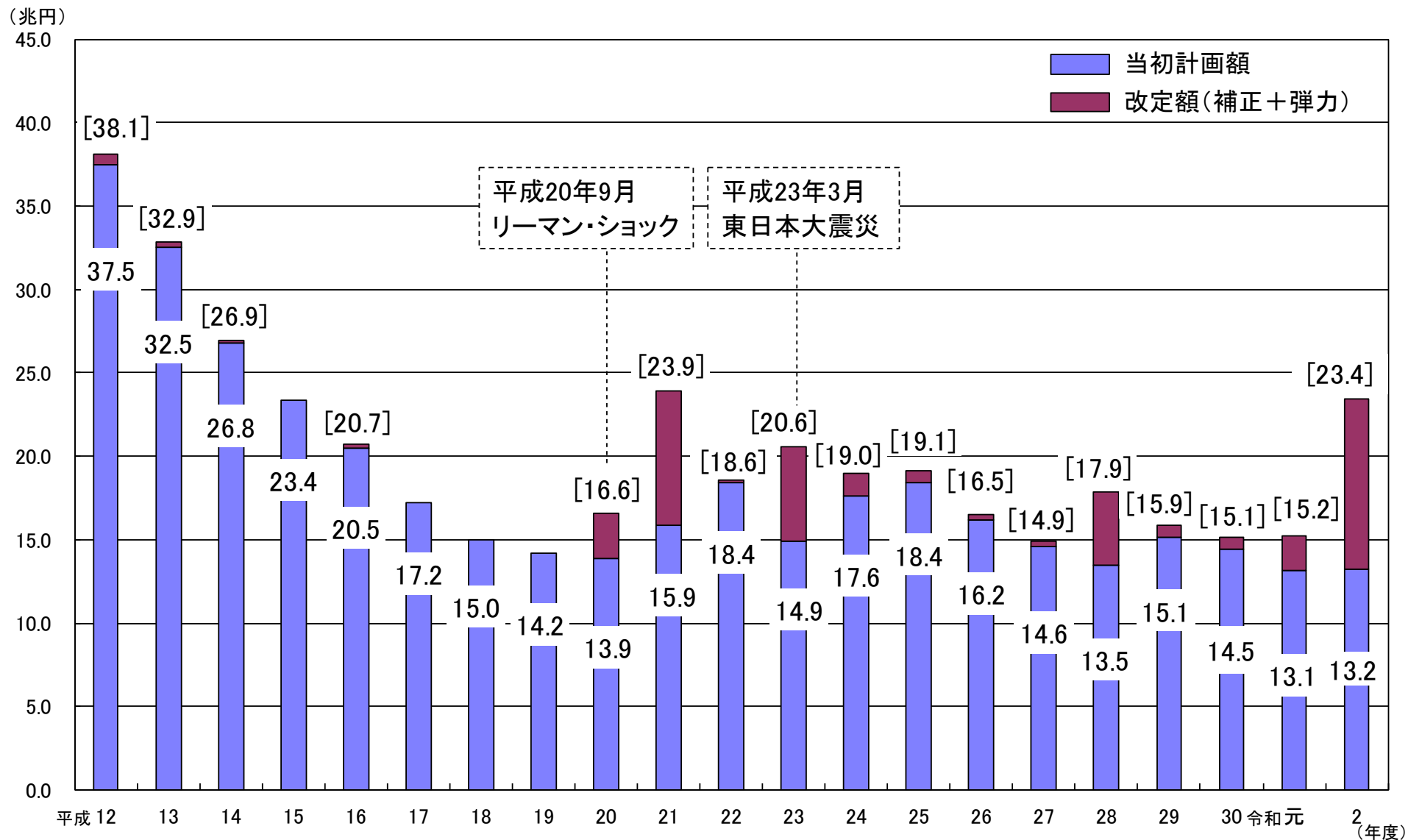
## 5. (独)国際協力機構 2,491億円

▶ 「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」（仮称）を創設し、日本経済と密接に関連するアジア・大洋州などの経済活動の維持等に貢献。

(注1) 財政投融资計画の追加の財源として、財投債を9.4兆円追加発行する予定。

(注2) このほか、地方公共団体に対する財政投融资の弾力追加を行う可能性がある。

# 財政投融资計画額の推移(フロー)



- (注) 1. 当初計画ベース。[ ]は補正・弾力による改定後。  
 2. 平成12年度は、一般財政投融资ベース。

## 令和2年度財政投融资計画補正の概要

(単位：億円)

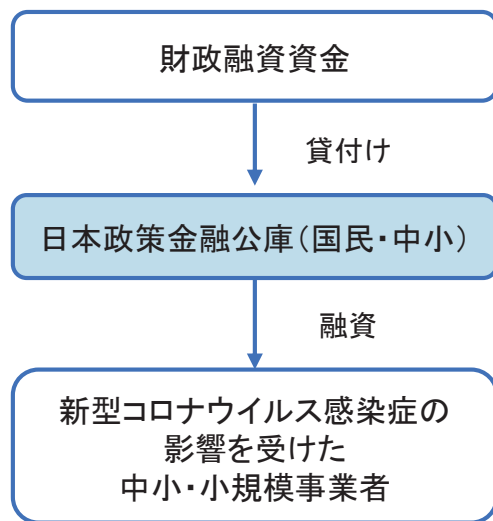
機 関 名	令 和 2 年 度 当 初 計 画	令 和 2 年 度 補 正 追 加	令 和 2 年 度 補 正 追 加 後
株式会社日本政策金融公庫	36,684	93,700	130,384
うち危機対応円滑化業務	990	60,000	60,990
国民一般向け業務	20,340	17,000	37,340
中小企業者向け業務	9,454	14,000	23,454
農林水産業者向け業務	5,200	2,700	7,900
独立行政法人国際協力機構	5,711	2,491	8,202
沖縄振興開発金融公庫	1,266	2,436	3,702
株式会社日本政策投資銀行	9,000	2,000	11,000
独立行政法人福祉医療機構	2,594	1,250	3,844
その他機関	76,940	—	76,940
合 計	132,195	101,877	234,072

# 施策①:強力な資金繰り対策(中小・小規模事業者、中堅・大企業)

- 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度等を拡充し、中小・小規模事業者の資金繰りを支援する。
- 指定金融機関による危機対応業務を通じ、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りや、生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援する。

<(株)日本政策金融公庫(国民・中小)>  
【2年度補正追加:財政融資 3兆1,000億円】

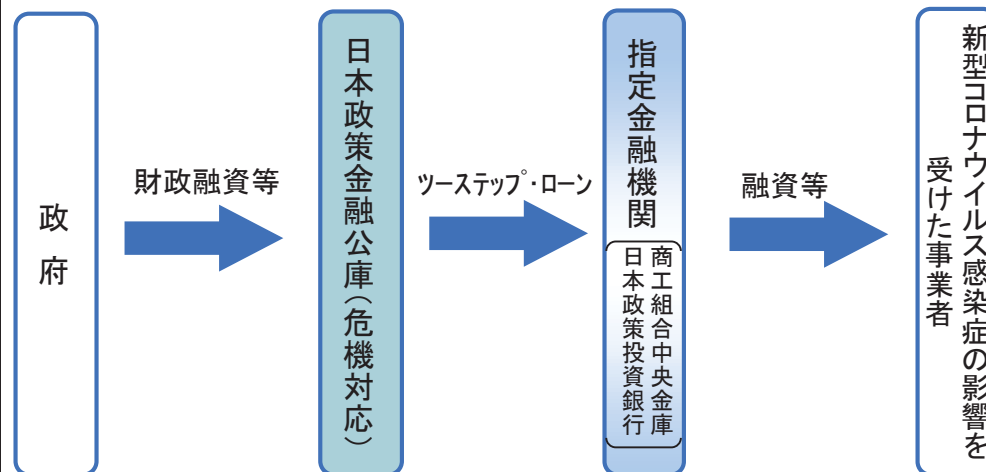
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を拡充(新規貸付だけでなく借換も対象)。特に影響の大きい中小・小規模事業者に対しては利子補給により実質無利子化・無担保での貸付けを行う。



※ 実質無利子化については、当初3年間(国民事業は3,000万円、中小事業は1億円が上限)が対象。

<(株)日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務)>  
【2年度補正追加:財政融資 6兆円】

- 指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)による危機対応業務を通じ、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援。



※ 特に影響の大きい中小企業等に対しては利子補給により当初3年間実質無利子化・無担保での貸付けを行う。

<沖縄振興開発金融公庫> 【2年度補正追加:財政融資 2,436億円】

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充(新規貸付だけでなく借換も対象)等により、中小・小規模事業者等の資金繰りを支援。特に影響の大きい中小・小規模事業者に対しては利子補給により実質無利子化・無担保での貸付けを行う。 ※ 実質無利子化は当初3年間。

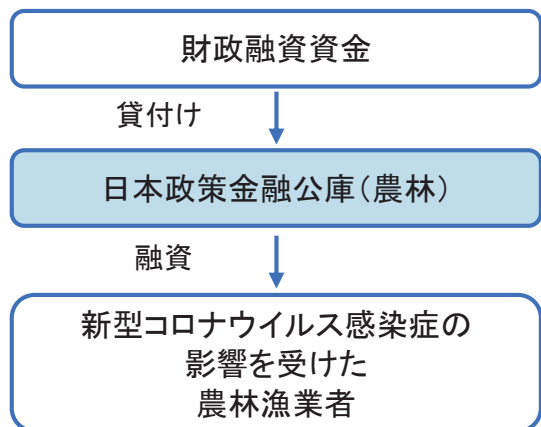
## 施策②: 強力な資金繰り対策(農林漁業者、医療・福祉事業者)

- (株)日本政策金融公庫(農林)の融資制度を活用し、農林漁業者が新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合の資金繰りを支援する。
- (独)福祉医療機構の融資制度を活用し、医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りを支援する。

### <(株)日本政策金融公庫(農林)>

【2年度補正追加: 財政融資 2,700億円】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が出ている農林漁業者に対し、実質無利子化・無担保等での貸付けを行うことにより資金繰りを支援。

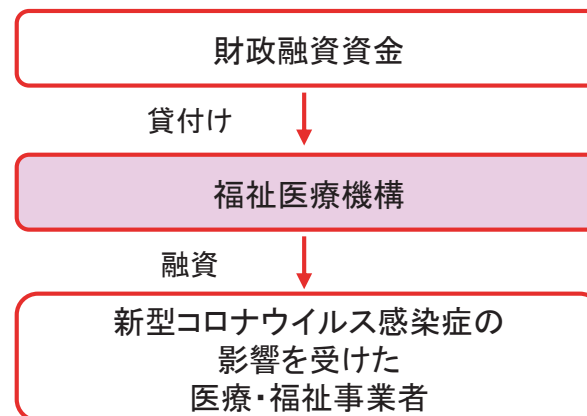


- ※ 農林漁業セーフティネット資金の特例措置
  - ・貸付限度額の引き上げ(年間経費: 6/12 → 12/12)
  - ・当初5年間実質無利子化
- ※ スーパーL(農業経営基盤強化)資金の特例措置
  - ・当初5年間実質無利子化

### <(独)福祉医療機構>

【2年度補正追加: 財政融資 1,250億円】

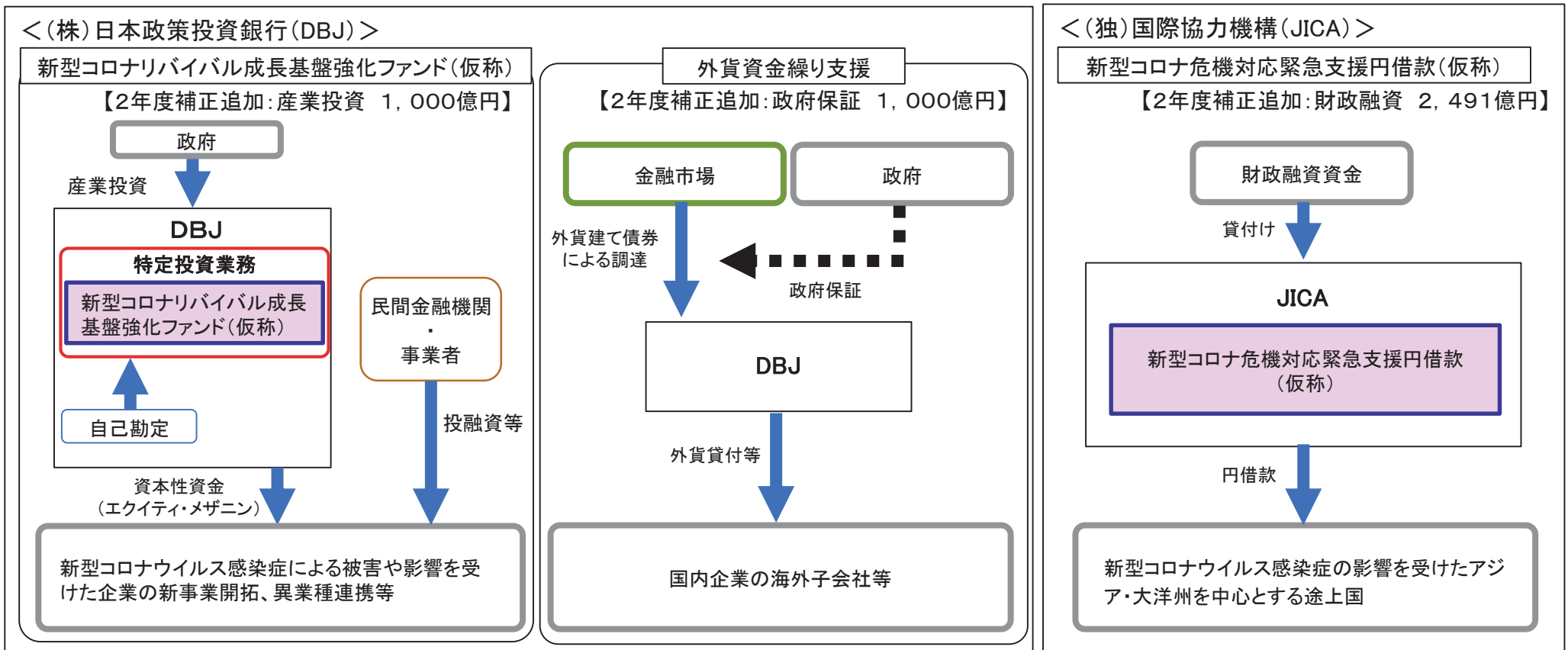
- 新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者に対し、無利子・無担保等の優遇融資により、資金繰りを支援。



- ※ 医療貸付については当初5年間1億円まで無利子。福祉貸付については当初5年間3,000万円まで無利子。
- ※ 医療貸付については3億円まで無担保。福祉貸付については6,000万円まで無担保。

### 施策③: 地域経済の活性化及び海外展開企業の事業の円滑化

- (株)日本政策投資銀行(DBJ)において、「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」(仮称)を特定投資業務に創設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の新事業開拓、異業種連携等を後押しする。また、海外経済の停滞により、外貨建ての資金繰り支援を必要とする国内企業の海外子会社等への外貨貸付等を行う。
- (独)国際協力機構(JICA)において、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」(仮称)を創設し、日本経済と密接に関連するアジア・大洋州などの経済活動の維持、活性化に貢献する。



※ (株)国際協力銀行(JBIC)については、財投計画への補正追加は行わないが、JBICの「成長投資ファシリティ」に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」(仮称)を創設し、外為特会を原資とする資金供給を行うことにより、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を支援することとしている。